

〈令和4年度地域おこし協力隊の隊員数等（総務省令和5年4月）〉

令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数等について

- 令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から432名増の6,447人となり、インターン参加者数を含めた合計数は、6,813人となった。
- また、受入自治体数は、前年度から31団体増加し、1,118団体（受入可能自治体1,461団体の約77%）となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
インターン参加者数													106人 (16人)	421人 (82人)
合計	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,114人	6,813人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,087団体 【2団体】	1,118団体 【2団体】

- ※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定（令和4年11月末調査時点）ベース）。
- ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊（農水省）」の隊員数を含む。
- ※ （ ）内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。
- ※ 合計は、隊員数とインターン参加者数（翌年度任用見込み者数を除く）の合計値。
- ※ 【 】内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

参考：地域おこし協力隊について

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- **実施主体**：地方公共団体 ○ **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **総務省の支援**：
 - ・ **特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）
 - ・ **令和5年度予算 2.1億円**
 - ・ 隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
 - ・ 受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
 - ・ 定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等）

地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要（令和5年4月公表）

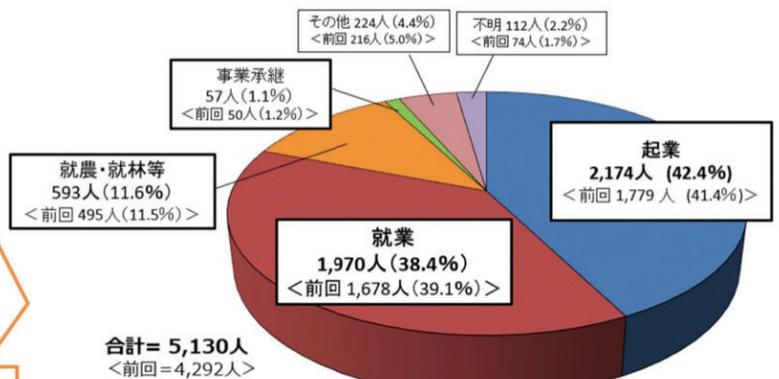
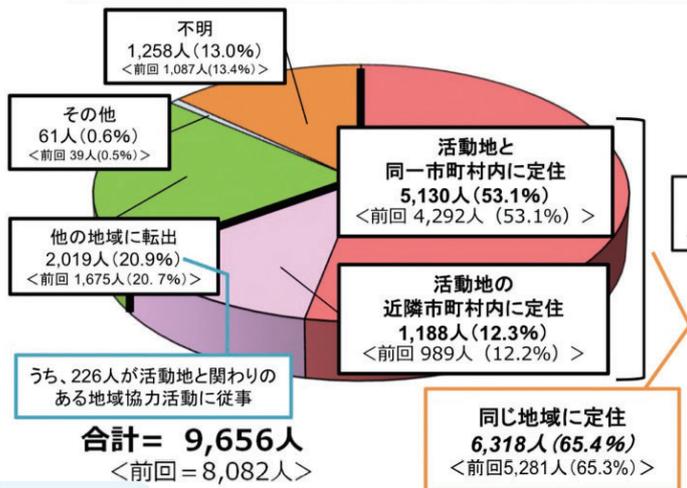
- 令和4年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。（前回調査：令和3年3月31日までに任期終了した隊員）

任期終了した隊員は累計で9,656人
前回調査（8,082人）比で約1.2倍に増加

定住者は計6,318人
前回調査（5,281人）比で約1.2倍に増加

任期終了後、**およそ65%の隊員が同じ地域に定住**

任期終了後定住した隊員の動向は、
約42%（2,174人）が**起業**、
約38%（1,970人）が**就業**



※円グラフの構成値は四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

総務省の措置対象となる地域おこし協力隊に関する経費

※令和5年度に拡充した内容を含む

区分	経費	内容例	総務省の措置上限	備考
任期前	募集に係る経費	現地説明会や試験的な地域おこし活動に要する経費	300万円 ／団体	参加者の旅費は除く
		募集イベントの出展料、職員旅費		
		募集案件の企画・コーディネート等の委託費、企画料		
		求人サイトを活用したPR費等		
任期中	報償費等	隊員の給与に相当するもの	280万円 (最大330万円) /人	報償費と活動費を併せて480万円が上限
	活動費	隊員の住居や活動用車両の借上費	200万円 ／人	
		隊員の作業道具購入費、消耗品費		
		隊員の活動旅費等の移動に要する経費		
		隊員の研修に要する経費		
		住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費		
定住に向けて必要となる研修・資格取得や環境整備等に要する経費・外部アドバイザーの招へいに要する経費				
サポート費	隊員の活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等についてOB・OG等を委託する場合の経費等	200万円 ／団体		
任期中～任期終了後	起業・事業承継に要する経費	起業・事業承継に関する、設備、備品、土地・建物賃借、法人登記、知的財産登録、研究開発、マーケティング、技術指導等に要する経費等	100万円 ／人	任期2年目～任期終了後1年目
	定住するための空き家の改修に要する経費	任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費	措置率0.5	引き続き活動地と同一市町村内で定住する場合

・菊川市（年間上限354万円）

6 待遇等	
<p>< 報償費 ></p> <p>月額200,000円(上限)</p> <p>※活動日数は、ひと月当たり20日とします。20日に満たない場合は、1日あたり10,000円に活動日数を乗じた報償費を支給します。</p> <p>※市と雇用契約を結ばないため、健康保険と年金は自己負担となります。</p> <p>< 活動経費 ></p> <p>(1) 住居借上料</p> <p>月額50,000円(上限)</p> <p>※住居は個人での契約となります。</p> <p>※光熱水費や引越し代等については、自己負担となります。</p> <p>(2) 車両使用料(使用経費及び燃料費)</p> <p>月額30,000円</p> <p>※活動に使用する車両は隊員が準備してください。</p> <p>※活動に使用する車両の任意保険等は隊員が加入してください。</p> <p>※活動中に発生した交通事故等の対応については、隊員が行ってください。</p> <p>(3) 通信費等(情報発信端末使用料及び通信費)</p> <p>月額15,000円</p> <p>※内訳は使用料として月額5,000円、通信費として月額10,000円を支給します。</p> <p>※PCや通信機器等は、隊員が用意してください。</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、「菊川市地域おこし協力隊事務取扱要領(商工観光課事業)」に定めのある活動経費については、必要に応じて予算の範囲内で市が支給します。 ・活動に伴う傷害保険、損害賠償保険は個人での契約とし、契約額については活動費として市が負担します。 	

・静岡市（年間上限479.2万円）

雇用形態・期間	
<p>地域おこし協力隊として委嘱します。</p> <p>令和5年9月1日から令和6年8月31日まで(予定)</p> <p>※勤務成績が良好な場合は、1年を超えない範囲で更新します。(最大3年間)</p> <p>※補欠合格の場合は、令和5年12月31日までに、欠員が生じた場合に限り、随時採用します。</p>	
休暇等	
<p>有給休暇、各種休暇制度の取扱いはありません。</p>	
副業の取扱い	
<p>副業は、本業務の活動に支障のない範囲で可とするが、届出が必要です。</p> <p>なお、副業先については、相談を受け付けます。</p>	
報償費	
<p>月額 241,000円(通勤手当、時間外手当等の各種手当はありません)</p> <p>※活動期間が1か月に満たない月は、日割り計算になります。</p>	
待遇・福利厚生	
<ul style="list-style-type: none"> ・市との雇用関係はありません(雇用保険に加入しません)。 ・社会保険(健康保険・国民年金)等は各自の責任において加入をお願いします。 ・住居費(賃貸)その他活動経費は、別途支給します。(上限年間190万) 	

・藤枝市（年間上限398.4万円）

4. 報償費

- 1)月額233,000円です。
- 2)活動日数は、ひと月あたり20日間とします。20日に満たない場合は、1日あたり11,650円に活動日数を乗じた報償費を支給します。
- 3)報償費の支給日は、活動月の翌月21日とします。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とします。

5. 活動に使用する車両

- 1)地域協力活動に使用する車両は、隊員が用意してください。
- 2)車輛使用経費として月額25,000円を支給します。
- 3)燃料費として月額10,000円を支給します。ただし、活動の日数が月20日に満たない時は、1日あたり500円に活動日数を乗じた燃料費を支給します。なお、活動の日数については、要綱第3条第9項に規定する活動報告書により確認します。
- 4)活動に使用する車両の任意保険等は、隊員が加入してください。
- 5)活動中に発生した交通事故等の対応については、隊員が行ってください。

6. 活動に使用する通信費等

- 1)地域協力活動に使用するパソコンや通信機器等は、隊員が用意してください。
- 2)PC等リース代として月額5,000円を支給します。
- 3)通信費として月額10,000円を支給します。

7. 住居

- 1)隊員の住居は、要綱第6条第2項の規定に基づき対応します。なお、住居に対する賃料等が発生した場合は、市が月額49,000円の範囲内で負担します。
- 2)住居に関する経費のうち(1)に規定するもの以外の経費は、隊員の負担となります。

・掛川市（年間上限375.6万円）

5 待遇等	
報償費	<p>月額233,000円(上限)</p> <p>※活動時間が基本活動時間に満たない場合は、活動時間×1,660円を支給します。</p> <p>※市と雇用契約を結ばないため、健康保険と年金は自己負担となります。</p>
活動経費	<p>①車両経費(借上げ料及び燃料費) 月額30,000円(上限)</p> <p>※市内の移動には自動車が必要不可欠です。</p> <p>※活動車両は、自家用車(任意保険加入済み)になります。</p> <p>※活動日数が20日に満たない場合は、1日あたり1,500円を支給します。</p> <p>②住居費 月額50,000円(上限)</p> <p>※住居は、個人での契約になります。</p> <p>※光熱費や引越し代等については自己負担となります。</p> <p>③その他</p> <p>その他、「掛川市地域おこし協力隊に関する取扱要領」に定めのある活動経費については、必要に応じて予算の範囲内で市が支給します。</p>

(1) 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費

地域おこし協力隊員の募集等に要する経費については地域おこし協力隊員を募集する地方自治体あたり300万円を上限とする。

【必要経費の例】

- ・地域おこし協力隊員OB・OGや地域おこし協力隊員を支援する団体等から募集案件の企画についてアドバイスを受ける経費
- ・民間求人サイトを活用したPRに要する経費
- ・都市部における募集・PR費
- ・現地説明会や試験的な地域おこし活動に要する経費（現地までの往復に要する参加者の旅費は除く）
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費

等

(2) おためし地域おこし協力隊の実施に要する経費

住民との交流を含む、2泊3日以上地域協力活動の体験プログラム（おためし地域おこし協力隊）に要する経費についてはこの取組を実施する地方自治体あたり100万円を上限とする。

【必要経費の例】

- ・都市部における募集・PR費
- ・地域協力活動の体験プログラムに要する経費（現地までの往復に要する参加者の旅費は除く）
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費

等

・青森県田子町（2泊3日でお試し移住）

日程	2023年5月10日(水)～2024年3月10日(日)
定員	通年で6名を受入可
参加費	宿泊費無料/食費、現地までの交通費は自己負担
主催	青森県田子町 運営：お試し地域おこし協力隊事業委託事業者「 あおいもリトレーディング 」
詳細	青森県田子町に、お試し地域おこし協力隊として2泊3日でお試し移住ができます。 滞在中の活動内容も事前打ち合わせで決められます！ ～コース例～ 1、新規就農希望者向け「農業体験コース」 2、飲食事業起業希望者向け「飲食事業者視察、新商品・新メニュー開発体験コース」 3、地域おこし活動希望者向け「地域課題解決体験コース」 4、移住希望者向け「田子町体験コース」 本格移住をする前に、一度田舎ってどんな暮らしなのか、地域おこし協力隊ってどんなお仕事なのか、田子町にきて体験してみませんか？ 募集対象など、詳細はこちらをご覧ください！

・菊川市市民団体の取り組み（1泊2日で菊川お試し体験ツアー）



いなかりる
田舎を借りる

いなかりるお試し体験ツアー
2023. 11/4. 11/5 (土日)

すぐに行けちゃう自然溢れる場所
"いなかりる"へ行ってみよう！

夏名菊川ICより車で約20分 JR菊川駅より車で約10分

※ツアースケジュール※

1日目 11/4(土) 11:00 YADORU集合!
挨拶3点呼と車乗り換え

11:00-11:20 Yadoru集合
出発! GO-!

11:30-12:30 静岡未来ファーム
季節野菜の収穫体験
焼き芋体験
野菜とあそび1つ100 (小銭を用意してきてね)

14:15-15:30 和茶におやつを
買いに行ってから
棚田でのんびり散策

15:40-16:30 うまのふと
糶やり体験、他

17:30-22:00 (親睦会&自由時間)
Yadoruに戻って大宴会! & 宿泊
(7&12PMの仕出し弁当)

12:45-14:00 AllThanks018
6*52943-29-0のWS
お子様はXmas
フォトルーム

帰り道 買い出しへ
welcia海岸商店へGo!!

宴会時の飲み物、アルコール類
おつまみなどは買い出し時に
お買い求めいただくか
ご自身でご用意ください。

最後に お茶とお菓子で
くつろぎながら感想発表。
(後日アンケート配布)
その後解散。
2日間お疲れ様でした!

※雨天の場合④⑤は内容変更。YADORUにて他の体験、遊ばせ予定。

2日目 11/5(日) 7:30起床 朝はみんなで朝食いただきます!
※10:00フェスティバル 宿は純粋に片付けよう!

10:10-12:00 善福寺
産神体験
産神後、茶畑煎茶体験をして
お茶とお菓子をいただきます。
お菓子は
だいたい12:00までの12:00まで
善福寺さんをご用意して
ください。

参加費お一人様¥3,000 (大人&子供一律)
※青字説明は別料金
お試しツアー特別価格のため
※全てに参加(宿泊可能な方)
感想発表アンケートに必ず
お答えいただける方が対象になります。

お問い合わせは AllThanks018 まで



いなかりるMap

・岡山県津山市の事例（農業法人で地域農業の後継者として定住・定着を前提に就農）

■報償費

月額 233,000円(上限)

※個人で国民年金、国民健康保険に加入していただきます。

■待遇・福利厚生

- (1) 住居は、必要に応じて市または地域団体が斡旋し、月額3万円を上限に活動費の中から家賃を支給します。
- (2) 国民健康保険及び国民年金に加入していただきます。（各保険料は全額自己負担）
- (3) 転居にかかる費用、生活備品、光熱水費等は自己負担とします。
- (4) 傷害保険の加入は必要です。

4 協力隊の活動内容

【活動内容：アグリ堀坂での農業技術習得&就農に向けた取組】

①栽培技術の習得・農作業の支援等

- ☆ アグリ堀坂が行う営農活動の支援全般（主にぶどうの栽培）
- ☆ 餅、ぶどうを使ったワインの加工
- ☆ 栽培技術・機械操作・農業経営知識の習得と蓄積
- ☆ 地域産物（加工品等）の販売促進及び商品開発

②地域との関係構築・情報発信

- ☆ 農業の実践をとおした地域住民との関係構築を行う
- ☆ 地域（農業・行事・風土等）に関する情報発信（SNS等）
- ☆ 協力隊員の目線を活かした地域の魅力の掘り起こし

③就農に向けたその他の準備取組

- ☆ 新規就農希望者に向けた農業経営に関する研修会への参加を通じて経営に関する知識の蓄積に取り組む
- ☆ 関係機関と面談を複数回行い、就農に向けた計画の策定に取り組む

【期待する効果】

堀坂地区の集落営農組織であるアグリ堀坂は、地区をぶどうを通じて活性化させたい思いでぶどう園場の規模拡大を考えており、新しく来ていただく地域おこし協力隊の方には主にぶどうの栽培に携わっていただきます。活動終了後は協力隊としての活動経験を活かし、堀坂地区においてぶどう栽培で就農してもらうことで、地域を盛り上げ、活力を持たせていくことを期待しています。

農作業技術習得の例



ビニール張りの様子



ぶどうの枝管理の様子

5 求める人材（条件）

- ・農作業のできる体力・やる気のある方（性別不問）
- ・積極的に地域や農家に馴染む意思
- ・20～59歳の方（20代、30代歓迎）
- ・就農意識が高い
- ・普通自動車免許証取得者（見込みも含む）
- ・SNS等での情報発信（未経験者可）

6 3年間の活動スケジュール

（下記①～③の詳細は上記活動内容）

◎活動1年目

農業と地域を知る期間：農作業等を通してネットワークを構築していく

①技術習得（ぶどうを含めた全般） (80%)	②地域 (20%)
---------------------------	--------------

◎活動2年目

チャレンジ期間：自立に向けて作目（品種等）を決めて取り組んでいく

①技術習得（主にぶどう） (80%)	②地域 (10%)	③準備 (10%)
-----------------------	--------------	--------------

◎活動3年目

自営就農準備期間：自立に向けた就農計画の策定と準備

①技術習得（主にぶどう） (60%)	②地域 (10%)	③準備 (30%)
-----------------------	--------------	--------------

・岡山県西粟倉村（起業型）

■西粟倉村彩粋地域おこし協力隊とは

西粟倉村では、「起業」「独立」「新規開業」など様々な方法で、村を舞台に新たな価値（市場や経済）を創り出す人を、「彩粋地域おこし協力隊」（起業型地域おこし協力隊）として支援しています。選考を通過された方には最大3年間にわたって業務委託費（報償費）及び活動費を支払うことで、事業の自立以上を目指す支援を行います。

※「彩（いろどり）粋」とは、これまでの新規起業を目指す人だけでなく、様々な立場や仕事、業種の方が集まり、村が彩のある地域になるように、との思いが込められています。

- ・業務委託費（報償費） 月額24万円（年額288万円）
- ・活動費（事業に要する経費） 年間約152万円（12か月の場合）

※上記の額は令和5年度の場合

・岡山県西粟倉村（企業研修型）

1. 趣旨

(1) 前提・目的

総務省による制度として平成21年度より実施されている「地域おこし協力隊制度※」を活用し、西粟倉村では多くのローカルベンチャーや新規事業への取り組みが行われてきている。西粟倉村の令和4年度末の隊員数は40名となっており岡山県で一番多くの隊員が活躍する地域となっている。

その隊員数の多さには、村独自の地域おこし協力隊の分類も起因している。

村独自の協力隊種別	協力隊の位置づけ
① 起業型地域おこし協力隊	起業支援に係る審査を通過する等、地域資源を活用した事業の立ち上げを目指す協力隊。任期終了後は村での事業自立と継続を目指す。
② 企業研修型地域おこし協力隊	村内事業者の研修を受けつつ、二次創業や事業拡大のための事業に取り組む。任期終了後は受け入れ事業者での継続した雇用を想定する。
③ 行政連携型地域おこし協力隊	西粟倉村役場に在籍又は連携しながら、地域課題解決に取り組む。

上記の①～③のうち、②の企業研修型地域おこし協力隊がここ数年で急増している。

平成27年：11人（受け入れ事業者5社）～令和4年度末：30人（受け入れ事業者16社）

西粟倉村で活躍する人材が増えている流れを協力隊員、受け入れ事業者、村にとって良い未来に繋げるために、受け入れ事業者には事業が立ち上がるまでの計画性が確立されていることを前提に、協力隊員の多様なスキルを活用した事業の支援を行うことが重要であると考えます。

このような背景から、本要項にて企業研修型地域おこし協力隊を受け入れる事業者に向けて受け入れに関する研修と、審査会を実施する。

(2) 概要

企業研修型地域おこし協力隊の受け入れ希望事業者は以下の参加（通過）を必須とする。

①地域おこし協力隊 受け入れ事業者向け研修会【1回/年。2時間程度】

- ・受け入れをする事業者の代表者および、管理責任者両名は参加必須とする。代表者と管理責任者が同一の場合は1名で可とする。

②企業研修型地域おこし協力隊 受け入れ事業者審査会

【2回/年。30分～1時間×2日間】

- ・申請事業ごとに実施する。受け入れ事業者の代表者及び管理責任者両名を参加必須とする。
- ・審査会は事前提出された企画書及びプレゼンテーションを対象に審査を行う。
- ・年2回行う審査会は1次審査会と2次審査会を設ける。
- ・1次審査会にて落選した事業者は、1次審査の約1週間後に行われる2次審査にて再度審査を受けることができる。

『提案型』新見市地域おこし協力隊員 募集概要

新見市は、岡山県の西北端部に位置する豊かな自然に恵まれた典型的な中山間都市です。近年、人口減少や高齢化が進み、集落等での地域活動の維持が困難になるなどの問題が深刻化しています。

そこで、意欲ある地域外からの人材を積極的に受け入れ、新たな視点・発想により新見市の地域資源を再発見し、地域の元気づくり、集落の維持・活性化を図っていくために、次のとおり「地域おこし協力隊員」を募集します。

新見市で夢を実現させたい、自分が主体となって何かに取り組みたい、将来起業したい方などの応募をお待ちしております。

1. 活動の内容

あなたの特性を活かし、新見市内において次の項目に該当する取り組みを実践していただきます。自身でプラン作成を行ったうえ、主体的に活動を展開していきます。

- (1) 地域の元気に繋がる活動
- (2) 新たな産業の創出や地域産業の活性化に繋がる活動
- (3) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) その他目的達成に資する活動

2. 応募資格

年齢と性別は問いません。やる気と元気のある方のご応募をお待ちしています。

3. 応募受付期間

随時受け付けます。なお、採用状況により予告なく募集を終了することがあります。

4. 待遇等

年間支給額：およそ500万円

【報償費】月額 23万3,300円

【活動経費】年額 200万円

(例) 家賃 (月額3万円を限度)

活動に使用する自家用車のリース代や燃料費等

活動に必要な通信費や消耗品費等

【着任経費】定額 20万円 (引越費用等、着任時1回限り)

※市との雇用関係はありませんので、健康保険料及び国民年金保険料は各自の負担となります。

5. その他

詳しくは、下記ホームページに掲載している募集要項をご覧ください。

https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/1497



まずは新見を体験！

ご応募を検討の際は、ぜひ一度新見市へお越しください。事前にご連絡いただければ、ご希望に合わせて市内をご案内いたします。

また、宿泊を希望される場合、「お試し暮らし支援制度」をご利用いただくことにより、1泊2,000円（食事代別）で宿泊いただけます。
※事前に手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。



アクセス

- JR利用の場合（新幹線及び特急）
 - ・東京駅から約4時間30分
 - ・新大阪駅から約2時間
- 大阪からは高速バスあり（4往復/日）
 - ・梅田から約3時間30分



6 ぬまづ・まちづくり会議

- 無作為抽出した市民1,300人を対象に参加公募を行い、応募のあった市民から32名を選出。
- 2017.7.9から8.27まで、4回開催、延べ142人が参加。
- 沼津の将来について、①中心市街地の活性化、②南北方向の都市軸を活かすこと、③観光資源を活かすことについて、会議を開催し、テーマごとに本市の今後の在り方を検討し、市に提案していただきました。

7 ぬまづ地域デザインワークショップ

- 無作為抽出による市民計175人の参加を得て、第4次沼津市総合計画の6つの地域区分(西部・東部・中央西・中央・中央南・南部)ごとにワークショップを2018.9.16～12.9にかけて15回開催、延べ433人が参加。
- 各々の地域特性を活かしたまちづくりの方策や将来像等について地域住民自ら検討し、市に提案していただきました。

8 地域別会議

地域のまちづくりに携わっている関係者等に集まっていただき、特性を活かした地域ごとのまちづくりの方向性を検討しました。この地域別会議では、2018年に実施した「ぬまづ地域デザインワークショップ」での検討結果について、実際に地域のまちづくりに携わっている方々の視点による検討を加え、地域意見の集約を図りました。

	開催日	内容	参加人数
第1回	令和元年8月24日(土) (全体・地域別)	・沼津市の現状と課題の確認 ・沼津地域デザインワークショップの開催結果の振り返り	51人
第2回	令和元年11月10日(日) (北部・中央)	地域づくりのキャッチフレーズと 地域のまちづくりの方向性の検討	16人
	令和元年11月24日(日) (西部・南部)		28人
第3回	令和2年9月26日(土) (中央・南部)	地域づくりの方向性と 目指す地域の将来像について検討し、意見を集約	20人
	令和2年9月27日(日) (北部・西部)		21人

3 行政評価の根拠

	都道府県 (47)		指定都市 (19)		市区町村 (1033)		合計 (1099)	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
条例	6	12.8	9	47.4	181	17.5	196	17.8
規則	0	0.0	2	10.5	41	4.0	43	3.9
要綱	29	61.7	10	52.6	525	50.8	564	51.3
その他	17	36.2	6	31.6	406	39.3	429	39.0

3 議会の関与

	都道府県 (47)		指定都市 (19)		市区町村 (1033)		合計 (1099)	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
議会の審査	1	2.1	0	0.0	13	1.3	14	1.3
議会への報告・説明	22	46.8	7	36.8	307	29.7	336	30.6
資料配付	9	19.1	10	52.6	245	23.7	264	24.0
関与なし	11	23.4	2	10.5	432	41.8	445	40.5
その他	4	8.5	0	0.0	36	3.5	40	3.6

4 住民等から意見を取り入れる仕組み

	都道府県 (47)		指定都市 (19)		市区町村 (1033)		合計 (1099)	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
あり	30	63.8	14	73.7	451	43.7	495	45.0
なし	17	36.2	5	26.3	582	56.3	604	55.0

〈京都市行政評価条例|一部抜粋〉 質問5

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、行政評価等に関し基本的な事項を定め、総合的かつ体系的な行政評価等の仕組みを構築することにより、行政活動及び外郭団体の経営を客観的かつ厳格に評価した結果を行政活動の企画立案等に積極的に活用し、もって効果的かつ効率的な市政の実現を図るとともに、市民の参画を得て実施した行政評価等の結果等を公表することにより、市民に対し説明する責務を果たし、もって市民の視点に立った市政の実現を図ることを目的とする。

(市会への報告)

第14条 実施機関は、行政評価等の結果を、市会に報告するものとする。

(市民意識の反映)

第15条 実施機関は、行政評価等の対象の特性に応じ、市民の満足度その他の市民の意識に関する情報を調査し、行政評価等に適切に反映させるよう努めるものとする。

(行政評価等の結果等の公表)

第16条 実施機関は、行政評価等の結果を公表するものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、行政評価等の対象の特性に応じ、前項の行政評価等の基礎とした数値を可能な限り公表するものとする。

(市民の意見申出)

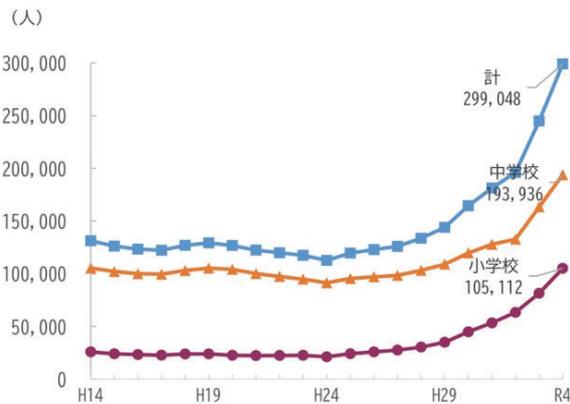
第17条 市民は、行政評価等の方法、結果その他の事項に関し、当該行政評価等を実施する実施機関に対し、意見を申し出ることができる。

〈全国的な不登校の状況（令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要|文科省令和5年10月）〉

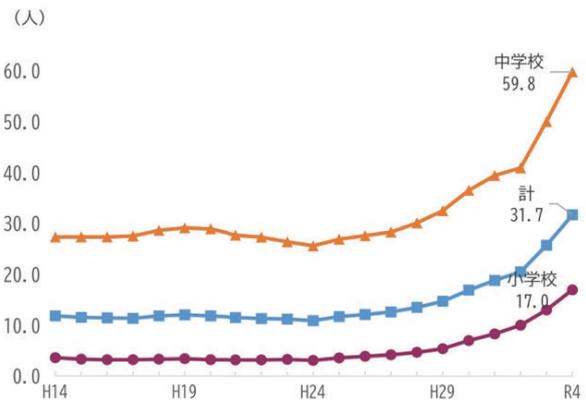
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.7人(前年度25.7人)。
- 不登校児童生徒数は10年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

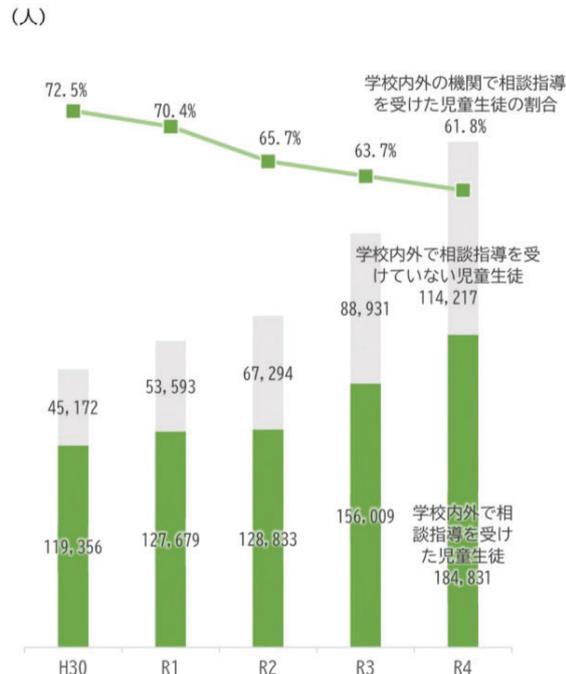
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112
	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
中学校	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936
	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
計	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048
	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7

20

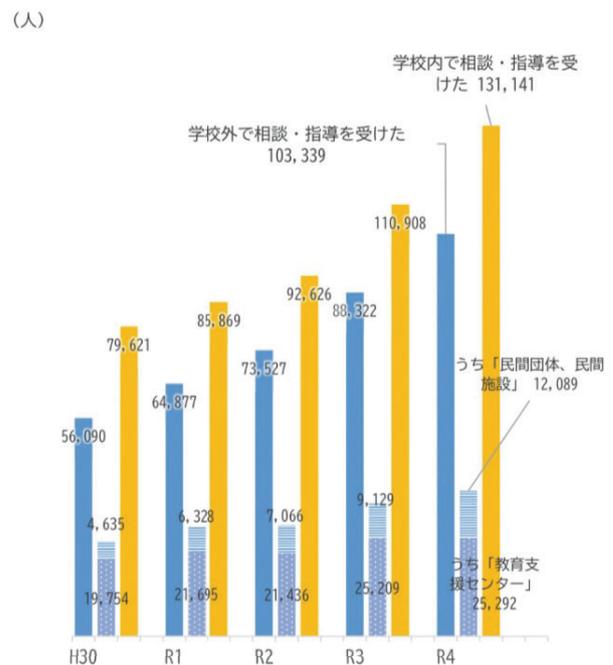
小・中学校における不登校の状況について

- 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約18万5千人(前年度約15万6千人)で、不登校児童生徒に占める割合は61.8%(前年度63.7%)である。

不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況



学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

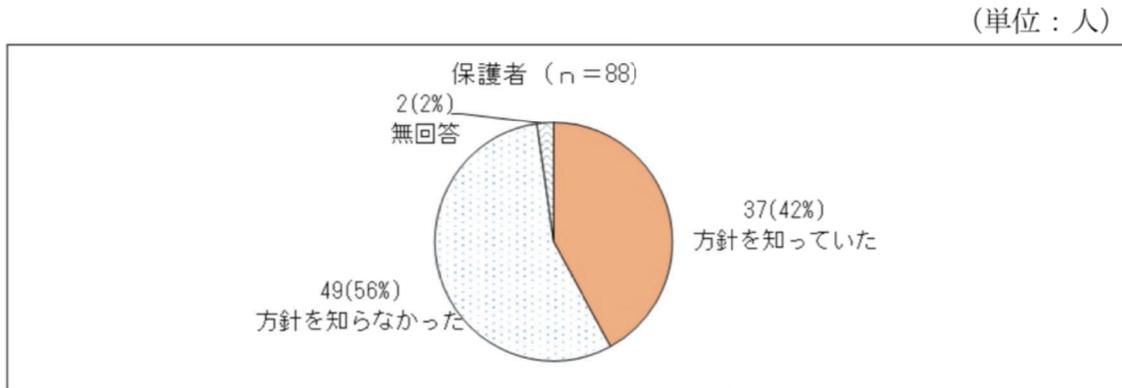
24

イ 国の方針に係る情報の提供に対する受け止め

前述したとおり、調査対象とした 28 校及び 14 市町村の教育委員会のそれぞれ 7 割以上において、登校という結果のみを目標としないという国の方針についての情報提供を行っていた。

これに関し、国の方針の認知状況について、保護者にアンケート調査を実施した結果は次図のとおりであり、49 人（約 56%）が認知していなかった。

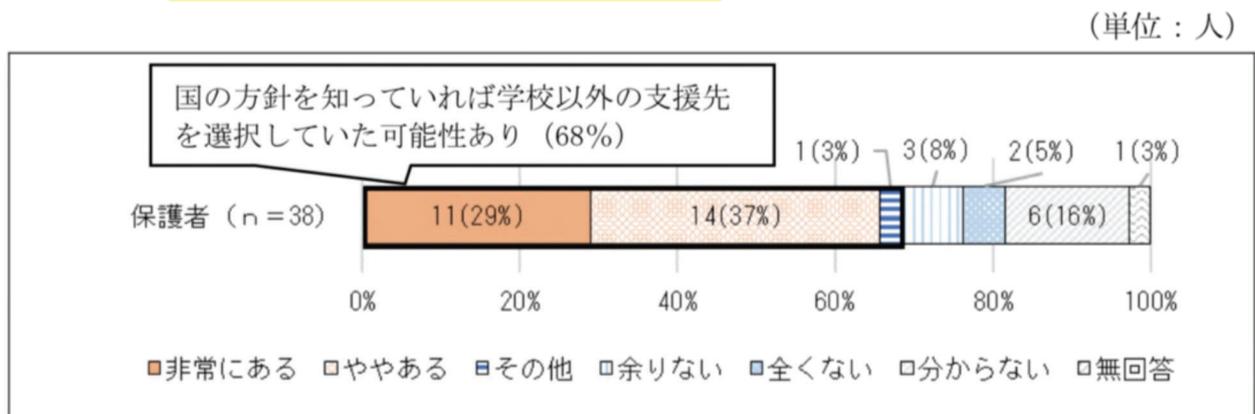
図 2-(2)-③ 保護者における「登校という結果のみを目標としない」との国の方針の認知状況



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 () 内は、構成比である。構成比は小数第一位を四捨五入している。
 3 アンケートの設問では、基本指針に記載されている「支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」との方針を抜粋して紹介した上で、この方針を知っていたか調査した。

さらに、アンケート調査で国の方針を知らなかったとした保護者（49 人）のうち、こどもが日中過ごしている場所を自宅と回答した者（38 人）について、もし国の方針を知っていれば学校以外の支援先を選択していた可能性の有無を整理した結果は次図のとおりであり、可能性があるという回答が約 7 割みられた。このことから、国の方針が児童生徒やその保護者に伝わることで、児童生徒が受けられる支援の幅が広がる可能性があることが考えられる。

図 2-(2)-④ 「登校という結果のみを目標としない」という国の方針を知っていれば、学校以外の支援先を選んでいった可能性



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 こどもが日中過ごしている場所を「自宅」としている者について整理した。なお、「その他」は、「非常にある」及び「ややある」の両方に回答した者を示す。
 3 () 内は、構成比である。構成比は小数第一位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

表 2-(1) {り 調査対象とした 28 校及び 14 市町村の教育委員会が提供した支援情報の内容

情報の内容(複数回答)	学校数 (28)	教育委員会数 (14)
不登校や子育て、家庭教育についての相談窓口や支援機関に係る情報	25 (89%)	13 (93%)
教育支援センターに係る情報	25 (89%)	13 (93%)
指導要録上の出席扱い等に係る情報	16 (57%)	9 (64%)
民間施設の不登校特例校やフリースクール等に係る情報	7 (25%)	4 (29%)
その他(保護者の会、SC・SSW、放課後デイサービス等に係る情報)	10 (36%)	4 (29%)

図2-(2)-G) 必要だと思う支援情報

(単位:人)

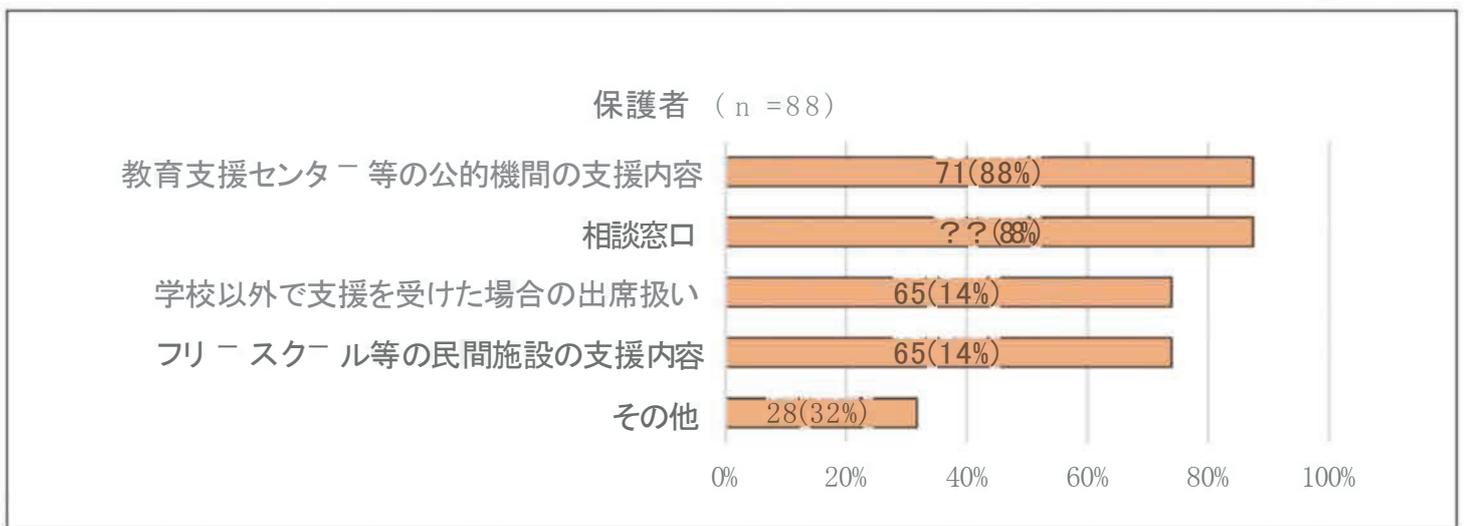


表 2-(2)-② 必要だと思う支援情報を得られなかったことで、悩んだり、困ったりした経験の例

区分	内容
学校から提供される情報の少なさや教職員の知識不足を指摘する意見	<ul style="list-style-type: none"> どの学校の先生も、地域の適応指導教室のチラシを渡すだけであり、そこまでの対応、知識はないのだなと感じた。 熱血や優しさの感銘だけで、余り知識がないのに押し付けられる時もあり、先生の気持ちは有り難いけど、それがかえってこちらを苦しめることも多々あった。 呈校に相談しても登校することを求められるだけで支援もなかった。適応指導教室についての情報もインターネットなどで自ら収集するしかない。 単校に聞けば適応指導教室を紹介されたが、もっと幅広い情報がほしかった。 こどもが学校に行けなくなったときにどういう選択肢があるのか全く提示されなかった。 フリースクールなどの学校以外の学びの場についての情報提供が少なすぎて、もっと情報がほしい。

3. 不登校の児童生徒や保護者への支援等について

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とした「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）（令和5年3月）」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ（令和5年10月）」、様々な学びや相談の場を作り出していくことを示した「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～（令和5年10月）」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。学校及びその設置者は、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設や NPO 等との連携が必要となった場合にあっては、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

あわせて、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用していただきたい。

こうした取組を支援する観点からも、引き続き、文部科学省としては、教師を取り巻く環境整備を進めるため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に推進することとしている。

〈令和5年度補正予算|文部科学省11月29日可決〉

不登校児童生徒等の学び継続事業

令和5年度補正予算額（案） 37億円



現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒して緊急実施。

事業内容

①校内教育支援センターの設置促進

29億円

- 公立の小・中学校に校内教育支援センターを設置できていない学校のうち、不登校児童生徒数が多い学校（6,000校）に対して、設置に必要な経費を支援することにより、不登校の未然防止・登校復帰支援を加速度的に進める。

自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援する。

校内教育支援センター （スペシャルサポートルーム）



学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。

②教育支援センターの ICT 環境の整備

2億円

- 在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、成績反映を可能にする教育支援センターのICT環境を加速度的に整備する。



教育支援センターと自分のクラスをつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられる体制を構築し、学校との連携体制を強化する。

教育支援センター



各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

7億円

- 不登校児童生徒及び未解消のいじめ事案に対して、SCのカウンセリング等による心理的ケアや、SSWによる関係機関との連携などを通じた福祉的支援等、学校におけるチームでの支援体制を更に強力に促進する。

スクールカウンセラーによる心理的ケアとスクールソーシャルワーカーによる福祉的支援を複合的に実施することにより、不登校長期化の未然防止、いじめ事案の解消を推進する。

実施主体 地方公共団体

補助割合 国 1/3

（担当：初等中等教育局児童生徒課）